

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第8条において準用する第3条第1項	魚介類等を原料とする油脂等の製造施設又は獣畜等の貯蔵施設の設置	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置場所が、法第4条各号の一に該当しないこと。
- (2) 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第34号）第4条において準用する第3条第1項に規定する構造設備の基準を満たす施設であること。
- (3) 法第5条の規定による措置を講ずることができる施設であること。
- (4) 盛岡市化製場等に関する法律施行細則第3条第1項の規定に基づく化製場等設置許可申請書によること。

2 標準処理期間は、10日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。